

事業継続サポート給付金事業の拡充について

◆ 内 容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、売上げが減少した市内の中小・小規模事業者や個人事業主の方々に対し、今後の事業継続に必要な経費をサポートするための給付金について、対象拡大分の受付を開始します。

◆ 事業概要

従来分の受付期間を延長

- 1 飲食業及び宿泊業対象分（5月28日から受付開始、当初9月30日終了予定）

※令和4年1月31日まで受付期間を延長。

※売上高を比較する対象月を延長（従来「令和3年1月から8月までのいずれかの月の売上高」としていたのを、「9月まで」に変更）

- ・事業者数 800事業者（概算）
- ・給付額 10万円（1事業者あたり）
- ・事業費 8,200万円（事務費200万円含む）

新規支援分

- 2 対象業種拡大分

・対 象 ①、②のいずれも該当する商工業者等（事業1の対象者を除く）

①市内で事業を営んでいる方及び市外で事業を営んでいる市内在住の個人事業主
【業種例】卸売・小売業、理美容等のサービス業、建設・土木業、製造業、イベント業等

②令和3年1月から9月までの売上高の合計が、前年または前々年の同期間比で20%以上減少している方

- ・事業者数 1,200事業者（概算）
- ・給付額 10万円（1事業者あたり）
- ・事業費 1億2,700万円（事務費700万円含む）

- 3 家賃等支援分（事業1及び事業2の対象者に対する上乗せ給付）

- ・対 象 本市事業継続サポート給付金の対象者で、事業所等を賃借している方
- ・事業者数 600事業者（概算）
- ・給付額 1事業者に対し家賃等の2か月分（8月・9月）の半額を支援（上限10万円）
- ・事業費 6,000万円

- 4 がんばる事業者支援分（事業1及び事業2の対象者に対する上乗せ給付）

- ・対 象 国の「小規模事業者持続化補助金」または県の「三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金」の補助金対象者
- ・事業者数 80事業者（概算）
- ・給付額 上記2件の補助金の補助対象となる事業費の自己負担分の2分の1（上限10万円）
- ・事業費 800万円

（裏面に続く）

◆ 申 請

- 1 申込み期間 令和3年10月18日（月）～令和4年1月31日（月）
- 2 申込み方法 郵送で産業政策課 給付金担当へ
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送のみ。

◆ 周知方法

- 1 鈴鹿市ホームページ等
- 2 広報すずか11月5日号
- 3 商工会議所及び商店街等を通じて周知

【問い合わせ先】

産業振興部 産業政策課 担当 長谷川・山本（直通電話382-8698）